伝建制度について

～重伝建選定から 10 年が経過し、
知っておいてほしいこと～

重伝建選定から 10 年が経過し、住民として今一度伝建制度への理解を深めていくため、制度についての解説を掲載します。

修理と修景

皆さんがお住まいの家屋が傷んできたとき、屋根の葺き替えや、漆喰の塗り直しなど、必要に応じて手を加えますよね。伝建地区内の建物に手を加えるときは現状変更許可の申請が必要ということは前号でお話した通りです。このとき、「修理」と「修景」という言葉を使い分けます。

伝建における「修理」とは伝統的建造物等に特定した物件を修繕する場合に使います。このとき、建築当時にどのような建物だったかを調査し、**当時に戻す**ように修繕します。また、「修景しゅうけい」とは、伝統的建造物以外の建物や塀などを修繕したり新築したりするときに用い、周りの景観に配慮し、基準を満たしたものをいいます。

補助金について

湯浅独自の歴史と文化が作り上げてきた伝統的な町並みの景観を次代につないでいくため、伝統的建造物を修理する際、または伝統的建造物でない建物等についても、周囲と調和した修景をする際は補助を受けることが可能です。現状変更許可を受けた上で修理・修景基準に沿ったものであれば、下記の表の条件で交付できます。しかし、予算には限りがあるため、建物の傷み具合や緊急度などにより、他に緊急度の高い物件があった場合補助事業を実施する年度を待っていただくことがあります。

種　類		補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物の修理	建築物 主屋 土蔵 付属屋等	外観保存のための屋根、外壁等及び構造耐力上必要な部分の修理に係る経費	８／１０以内	な し
	工作物 塀 石積等	保存のために必要な修理に係る経費	８／１０以内	２００万円
環境物件の復旧	前栽 樹木	復旧に係る経費	８／１０以内	１００万円
伝統的建造物以外の建築物等の修景	建築物	屋根、外壁等の外観の修景に係る経費	６／１０以内	６００万円
	工作物	外観の修景に係る経費	６／１０以内	１００万円

補助率等（湯浅町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱：別表４）

湯浅伝建地区保存協議会

まちなみ瓦版に皆様のご要望などを掲載していきたいと思います。ご意見・ご要望などございましたら、保存協議会委員まで連絡をお願いします。

■ホームページ　http://www.eonet.ne.jp/~denken-yuasa

編 集 委 員

半邊 宗五　楠山 吉雄
油谷 太一　妻木 良三
阿瀬 雅晴　道津 節子

まちなみ瓦版

■平成 30 年 1 月 5 日
■第 37 号
■発行：湯浅伝建地区保存協議会
■発行責任者：木下　智之

新年あけましておめでとうございます

昨年は、「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅が文化庁の『日本遺産』の認定を受けました。また、５月３０日には湯浅伝建地区保存協議会が民間団体として県知事表彰を、１１月２０日には地方自治法施行７０周年記念式典の中で総務大臣より地域の発展に貢献したと評価され表彰されました。これもひとえに皆様方の日頃の努力の賜物と感謝しております。

さて、本年は日本遺産や歴まち法の施策が本格的に動いていく年になると思われます。行政主導で様々な施策が発表されると思いますが、全てを鵜呑みにするのは危険な行為だと思います。伝統的建造物群保存地区は、まち全体が文化財であり、住民の皆様方の共有財産でもありますので、町なみや景観を阻害するおそれのあるものについては皆様方と協議を行い、適切な対応をしていかなければなりません。

そう言った面では、大変忙しい一年になると思いますが、本年も相変わらずのご支援の程をお願い申し上げます。

湯浅伝建地区保存協議会　会長　木下　智之

総務大臣表彰を受賞しました！

１１月２０日東京国際フォーラムにおいて、天皇皇后両陛下御臨席のもと地方自治法施行７０周年記念式典が執り行われ、全国から５０１の団体・個人が表彰され、その内の１団体として栄誉を受けることとなりました。記念式典には、当協議会を代表し、木下会長が出席しました。総務大臣表彰は、都道府県及び市町村の行政に積極的に参画し又はコミュニティづくりに熱心に取り組んでいる民間団体などを表彰するものです。協議会設立以降、取り組んできた活動が湯浅町の文化財保護行政のみならず、観光振興や地域の活性化などの社会貢献を果たしており、地方自治の伸展及び住民の福祉の増進に顕著な功績があったと認められました。

賞状及び記念品の伝達式の様子（於：湯浅町役場応接室）

文化財防火デー

毎年１月 26 日は
全国一斉の文化財防火デーです

私たちの住んでいる伝建地区も、重伝建選定から 11 年が経過しました。皆様の防災意識も年々高まりつつあると感じます。しかし、一昨年は地区内で１件の火災が発生し、残念な結果となりました。文化財を守るため、年に１回の合同訓練に参加していただき、地区内の火災ゼロにつなげたいと思います。

伝建４地区自主防災連絡協議会

伝建４地区合同自主防災訓練のお知らせ

日時：２月４日（日）午前１０時～正午

場所：北の町老人憩の家前　集合

【訓練内容】

消火訓練（湯浅広川消防組合協力）

1．バケツリレーによる消火
2．消火器による消火
3．可搬式ポンプによる放水訓練
4．消防団のホースの取り扱い方
5．煙の中を避難するときの注意点（実演）

■年齢・性別問わず覚えておかなくてはならない訓練ですので、多くのご参加をお願いいたします。

■隣近所お誘い合せの上ご参加ください。

■動きやすい服装で参加ください。

保存協議会の会議を開催しました

10 周年記念誌編集部会

日時：12 月 19 日(火)午後７時～午後８時

議題：印刷製本業務委託業者の決定及び進捗について

５者見積の結果を報告しました。最低価格をつけた業者を委託業者とすることに決定しました。今年度中の完成に向けて役割の分担とスケジュールの確認を行いました。

役員会

日時：12 月 19 日(火)午後８時～午後９時

議題：湯浅まちなみの会との関わりについて、平成２９年度視察研修について

来年度からの湯浅まちなみの会との資金的な関わり方について検討しました。

視察研修先について、複数案が出たため、比較できる案の作成をすることとなりました。

湯浅まちなみの会

まちなみ楽市 ～湯浅であそぼら～

11 月 11 日(土)・12 日(日)伝建地区内各所において、イベントを開催しました！また、12 日(日)はギョギョっとお魚まつりとの同時開催となりました。音楽会、フォトウォーク、スタンプラリー、着付け、フェイスペイントなど、地区内各所でイベント盛りだくさんで賑わい、笑顔のあふれる２日間となりました。

後日開催した湯浅まちなみの会役員会では、良かった点、改善すべき点を話し合いました。

★スタンプラリーには２５０人超の方が参加してくれました！
★フォトウォークへの参加者も多かった。甚風呂でのコンテストへ３８点の出展がありました。
★スタッフの顔にフェイスペイントをして盛り上げたが、やっていてとても楽しめた。

◆イベントの場所が北町に偏ったことで、離れた場所で行ったイベントに人が集まりにくかった。場所や時間帯をうまく考える必要がある。
◆お魚まつりとの連携と、お魚まつり会場内に楽市の分かりやすい表示が必要。

などの意見がありました。